



第1編 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

京田辺市では、平成14年（2002年）3月に「京田辺市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会¹の実現に向けた取組を推進してきました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や慣習はいまだ根強く、また、女性の政策・方針決定過程への参画は十分とは言えません。

このような状況のもと、平成22年（2010年）9月「京田辺市男女共同参画推進条例」を制定しました。

「第2次京田辺市男女共同参画計画」は、「京田辺市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組をより一層推進するため、平成23年（2011年）3月に策定したものです。

2 計画の性格

■「京田辺市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画

本計画は、「京田辺市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく、本市における男女共同参画施策の推進のための基本計画として位置づけるものです。

■市民の参画と協働による男女共同参画社会の形成を目指すための共通目標

本計画は、市民をはじめ事業者、市民団体、教育に携わる者が一体となって男女共同参画社会の形成を目指すための目標であり、具体的行動指針としての役割を果たします。

■男女共同参画社会の形成を目指すための総合的・計画的な市政の基本方針

本計画は、本市における男女共同参画社会を形成するための基本指針であり、本市が取り組むべき基本的方向や具体的施策を明らかにしたものです。

■「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画

本計画は、「男女共同参画社会基本法²」第14条第3項に基づく、本市における男女共同参画社会の形成促進のための基本計画として位置づけるものです。

■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画

本計画の基本目標 3 / 施策分野（1） / 施策①（配偶者間等暴力の防止）部

¹ **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

² **男女共同参画社会基本法**：男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年（1999年）6月23日公布・施行されました。

分は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律³」第2条の3第3項に基づく基本計画として位置づけるものです。

■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画

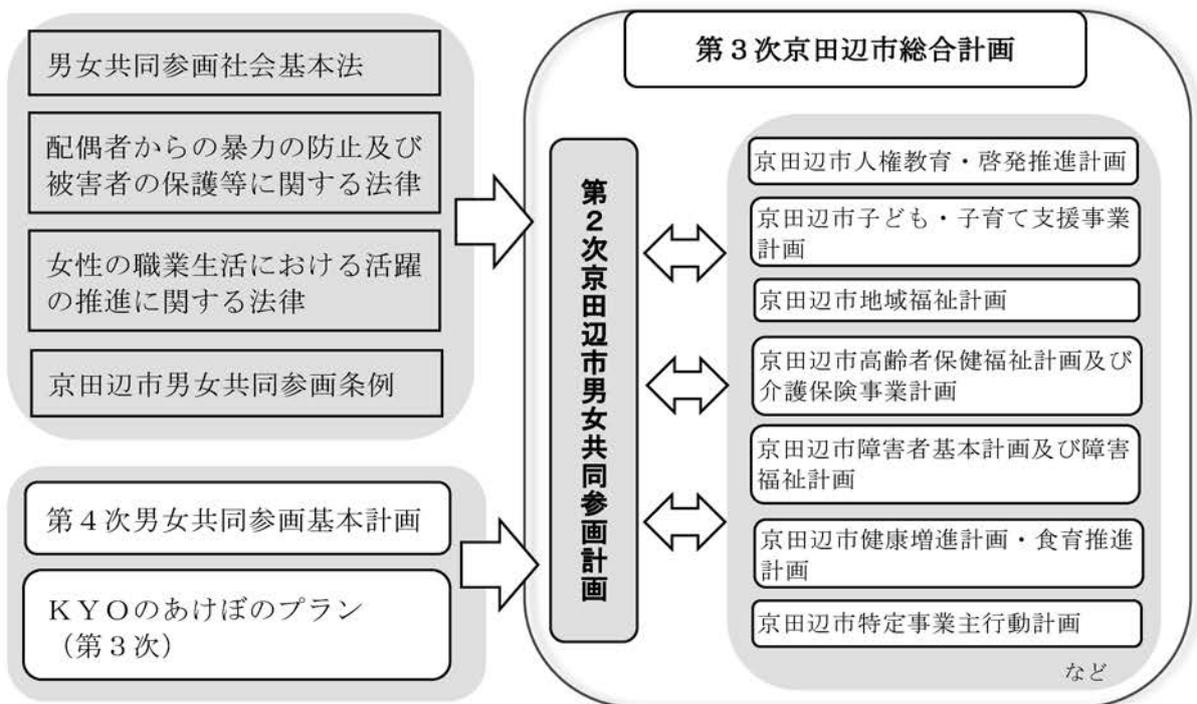
本計画の基本目標2（家庭も仕事も大切にできる環境をつくる）部分は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律⁴」第6条第2項に基づく、本市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけるものです。

³ **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**： 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。平成13年（2001年）制定、平成16年（2004年）及び平成19年（2007年）の改正を経て、平成25年（2013年）の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。

⁴ **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**： 女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として、平成27年（2015年）9月4日に公布・施行されました。（第2の6から10まで、13及び14（第30条を除く。）は、平成28年（2016年）4月1日施行）

3 計画の位置づけ

本計画は、関連法令及び国の「第4次男女共同参画基本計画」や京都府の「KYOのあけぼのプラン（第3次）」を踏まえ、「第3次京田辺市総合計画」を上位計画として、さまざまな関連計画と整合性を持たせたものとします。



4 計画の期間

計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間です。

ただし、具体的な事業及び目標値については、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応するため、計画期間の中間にあたる平成27年度末に内容を見直し、改定を行いました。



第2章 男女共同参画社会の 実現に向けた取組

1 京田辺市の取組

京田辺市では、平成3年（1991年）12月に男女共同参加による社会を目指して「女性行動計画」を策定しました。

また、平成11年（1999年）6月に施行された「男女共同参画社会基本法」を受けて、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、平成12年（2000年）9月に庁内組織である「京田辺市男女共同参画推進会議」及び庁外組織として学識経験者などで組織する「京田辺市男女共同参画推進懇話会」を設置しました。

その後、平成14年（2002年）3月に市民・企業・行政が一体となって、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保される男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するため「京田辺市男女共同参画計画」を策定しました。

こうした取組と並行して、市民団体を構成する実行委員会形式による「ふれあい夢フェスタ」を毎年度開催し、男女共同参画の気運を醸成するとともに、京田辺市男女共同参画計画を踏まえ、平成15年（2003年）1月、「女性の相談室」を開設しました。

平成18年（2006年）9月には、男女共同参画社会の実現に資する施設として「京田辺市女性交流支援ルーム」を開設しました。京田辺市女性交流支援ルームでは、交流スペースや情報ライブラリーを設置し、市民団体の交流支援や男女共同参画に関する情報提供を進めたほか、女性の相談室において相談の充実を図りました。

さらに、平成22年（2010年）3月、京田辺市男女共同参画推進懇話会が「京田辺市男女共同参画推進条例制定に向けての提言」を提出されたのを受け、市民、事業者、市民団体、教育に携わる人々による主体的な取組と相互の連携・協力の下、男女共同参画を一層推進するため、同年9月に「京田辺市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成22年（2010年）6月には、京田辺市男女共同参画計画の計画期間が平成22年度末までであることから、次期計画について、京田辺市男女共同参画推進懇話会に諮問を行いました。

平成22年（2010年）10月1日、「京田辺市男女共同参画推進条例」の施行とともに附属機関として「京田辺市男女共同参画審議会」を設置し、平成23年（2011年）3月に、同審議会からの答申を尊重し、平成23年度から取り組んでいく「第2次京田辺市男女共同参画計画」を策定しました。

平成26年（2014年）9月には、第2次京田辺市男女共同参画計画が平成27年度末に計画期間の中間を経過することから、改訂について京田辺市男女共同参画審議会に諮問を行い、平成28年（2016年）2月に同審議会から第2次京田辺市男女共同参画計画の改訂についての答申がなされました。

その後、この答申を尊重しながら、平成28年（2016年）3月に、「第2次京田辺市男女共同参画計画」の改訂を行いました。

2 国の動き

我が国においては、女性に対する諸問題解決に向けた世界的な高まりの中、昭和50年（1975年）に総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年（1977年）には「国内行動計画」が策定されました。

昭和60年（1985年）には「女子差別撤廃条約」を批准し、これを契機に「男女雇用機会均等法⁵」の整備を経て、法制度面において大きく前進しました。

平成6年（1994年）には推進体制強化のため、内閣に「男女共同参画推進本部」が設置され平成8年（1996年）には、男女共同参画社会の形成に向け、21世紀を切り開く新たな価値を創造していく基本となる「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

その後、平成11年（1999年）には、男女共同参画社会の実現を促進するための法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌平成12年（2000年）にはその具体的方向や具体的施策を示した「男女共同参画基本計画⁶」が策定され、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会にとっての最重要課題であることが位置づけられました。

平成13年（2001年）には、配偶者やパートナーからの暴力の防止や被害者の保護救済を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成16年（2004年）には暴力や保護命令の対象範囲を拡大し、より実情に即した改正が行われました。さらに平成19年（2007年）には一部改正が行われ、保護命令制度の更なる拡充等や市町村基本計画策定の努力義務等が盛り込まれ、平成25年（2013年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と法律名が改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされることとなりました。

また、急激な少子化の進行は深刻な社会問題となっており、その要因となる状況を改善し、子育てにおける多様なニーズに対応できる環境の整備などを規定した「次世代育成支援対策推進法⁷」が平成15年（2003年）に制定されました。

平成18年（2006年）には、「男女雇用機会均等法」が改正され、差別禁止規定の強化などが盛り込まれ、また、平成19年（2007年）には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁸）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のため

⁵ **男女雇用機会均等法**：正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇の確保などを目的とする法律です。

⁶ **男女共同参画基本計画**：政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされています。また、都道府県及び市町村も男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることとされています。

⁷ **次世代育成支援対策推進法**：次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育成される環境の整備を図るため、国・地方公共団体・事業主の責務を明らかにし、行動計画などを策定することを義務づける法律です。平成27年（2015年）3月31日までの時限立法でしたが、有効期限が平成37年（2025年）3月31日まで延長され、次世代育成支援対策の実施状況が特に優良な認定事業主に対する新たな特例認定制度が創設されました。

⁸ **ワーク・ライフ・バランス**：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できること

の行動指針」が策定されました。

平成22年（2010年）には、「男女共同参画基本計画（第2次）」に基づく取組を評価し、新たな計画の必要性から、「男女共同参画基本計画（第3次）」が策定されました。第3次計画では、男性や子どもにとっての男女共同参画や地域における男女共同参画の推進等新たな重点分野が加えられました。

平成25年（2013年）には、女性の活躍促進が日本再興戦略の中核として位置づけられ、指導的地位への女性の参画促進、女性の再就職に向けた保育所整備等の取組が推進されました。

平成27年（2015年）には、女性の採用・能力開発・登用等のための行動計画策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定され、また、平成32年度末までに実施する施策の基本的な方向性と具体的な取組をとりまとめた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

3 世界の動き

国連は、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、第1回の世界女性会議がメキシコで開催され、「世界行動計画」を採択し、それに続く昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までを「国連婦人の10年」と定めて、女性の人権の擁護と男女の平等のための行動を本格的に開始しました。昭和54年(1979年)には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約⁹）」を採択し、昭和60年(1985年)には、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

平成7年(1995年)の第4回世界女性会議（北京会議）では、「北京宣言」とその行動計画である「行動綱領」が採択されました。この行動綱領では「女性に対する暴力」「女兒」「環境」など12の重大問題領域について、女性の人権問題が議論されました。

平成12年(2000年)のニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」では、「成果文書」と「政治宣言」が採択され、平成17年(2005年)の「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議し、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言及び決議が採択されました。

をいいます。

⁹ **女子差別撤廃条約**：女子に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とし、政治的・経済的・社会的活動などにおける差別を撤廃するために締約国が適切な措置をとることを求める条約です。昭和54年（1979年）の国連総会で採択され、昭和56年（1981年）に発効しました。日本は昭和60年（1985年）に批准しました。



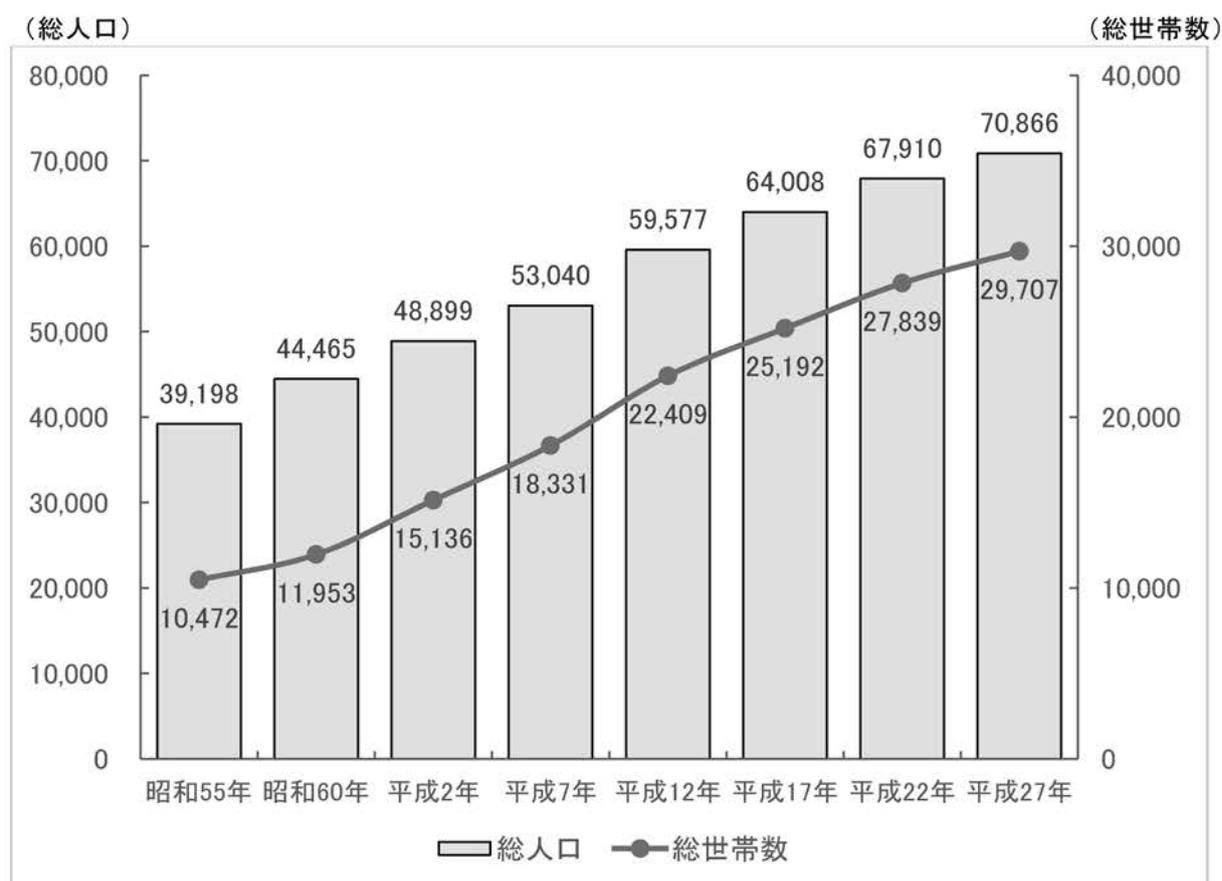
第3章 京田辺市の現状と課題

1 京田辺市の概況

(1) 人口の動向

本市は人口・世帯数共に増加傾向にあり、平成27年（2015年）の人口は70,866人、世帯数は29,707世帯となっています。

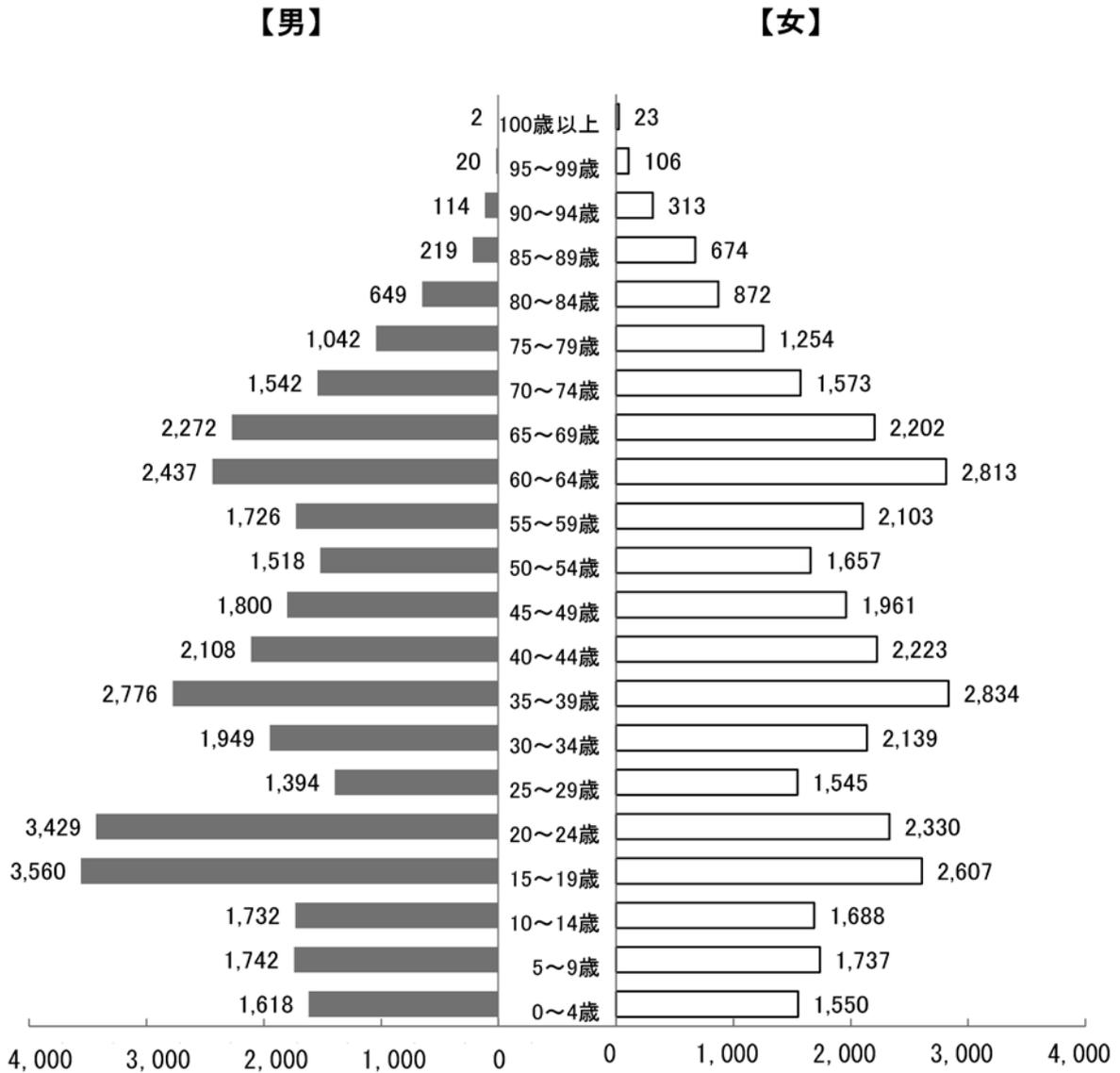
【人口と世帯の推移】



資料：平成22年までは国勢調査
平成27年は国勢調査速報値

人口構造では、同志社大学・同志社女子大学の学生の居住による影響もあり、10歳代後半～20歳代前半の人口が多い傾向にあり、特に10歳代後半の男性が最も多くなっています。

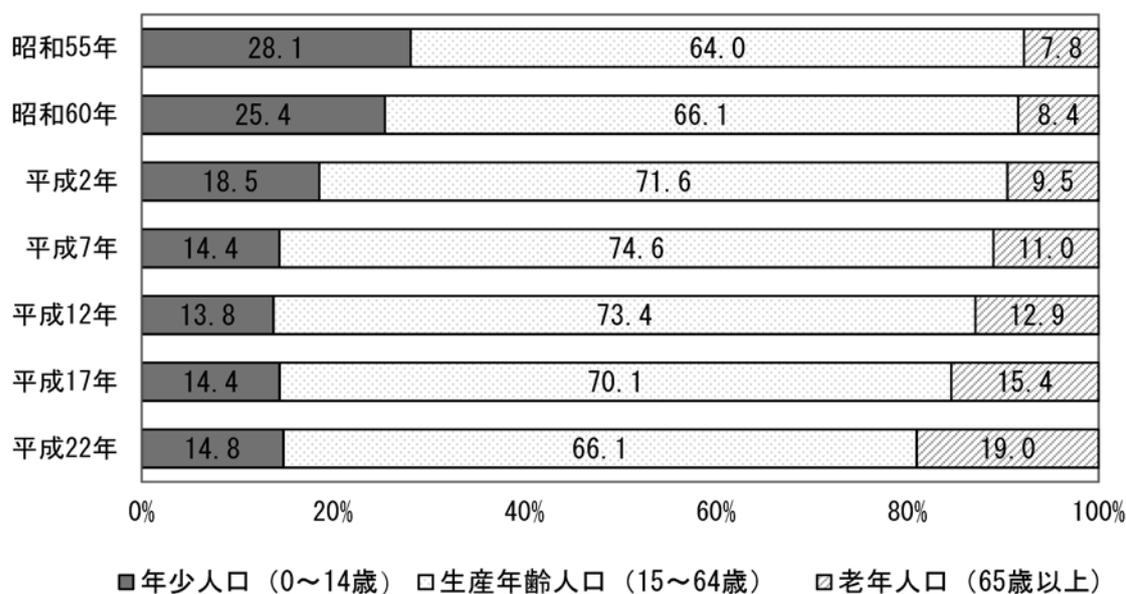
【人口ピラミッド】



不詳は数値に含んでいません。
資料：平成22年国勢調査

人口構成比の推移をみると、昭和55年（1980年）から平成12年（2000年）にかけて年少人口（0～14歳）は減少していましたが、平成17年（2005年）からは年少人口（0～14歳）の増加がみられます。しかし、それを上回り老年人口（65歳以上）は増加し続けています。

【年齢3区分別人口の推移】

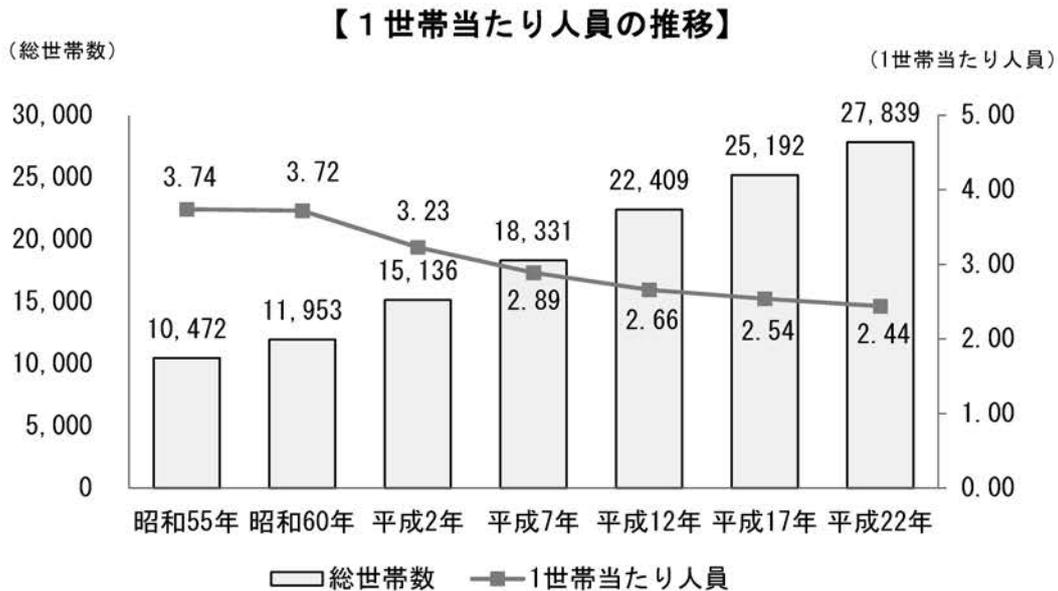


資料：国勢調査

(2) 世帯の変化

本市の世帯は、増加傾向にあり平成22年(2010年)では27,839世帯となっています。

一方で、1世帯当たりの人員は核家族世帯の増加などにより、昭和55年(1980年)の3.74人から平成22年(2010年)の2.44人まで減少しています。



資料：国勢調査

本市の世帯類型をみると、親と子どもの世帯の割合が、全国・京都府よりも高くなっています。また、ひとり暮らし世帯の割合も比較的高く、夫婦のみ世帯を加えた「核家族世帯」の割合は約6割となっています。

【世帯の家族類型別構成比】

単位：％（世帯）

家族類型		京田辺市	京都府	全国
ひとり暮らし		35.6 (9,904)	35.8 (400,722)	32.4 (16,784,507)
夫婦のみ		18.0 (5,008)	19.3 (215,702)	19.8 (10,244,230)
親と子ども		38.4 (10,678)	35.9 (402,770)	36.6 (18,962,669)
内訳	母子世帯	1.1 (306)	1.5 (16,392)	1.5 (755,972)
	父子世帯	0.2 (45)	0.1 (1,674)	0.2 (88,689)
その他の親族		7.7 (2,133)	7.9 (88,761)	10.2 (5,308,648)
非親族		0.4 (98)	0.9 (9,613)	0.9 (456,455)

資料：平成22年国勢調査
 家族形態不詳の世帯は数値に含まないため、総世帯数とは異なります。

2 京田辺市における男女共同参画の現状と課題

(1) 男女の社会への共同参画の実現

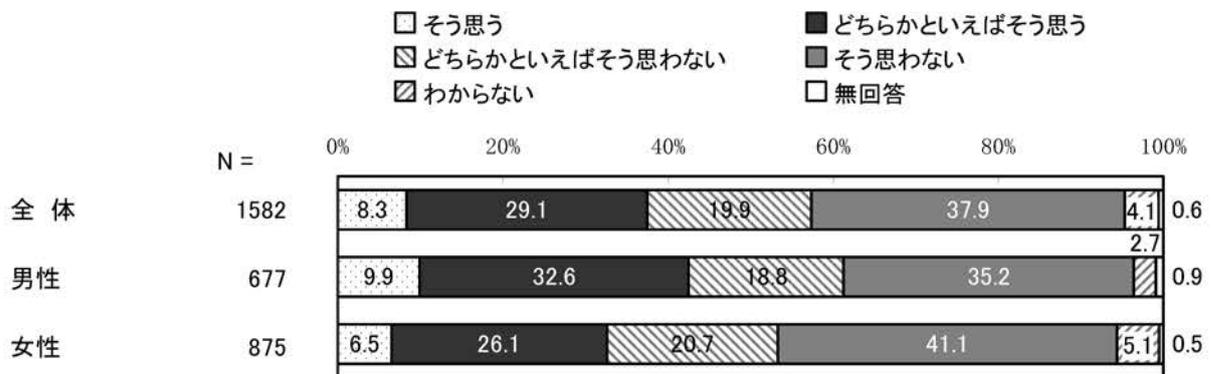
① 意識の中に形作られた固定的な性別役割分担意識

男女共同参画社会の形成のためには、固定的な性別役割分担意識¹⁰に基づく社会制度や慣行にとらわれず、男女の社会における活動の選択が自由にできるようにする必要があります。

本市では、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるため、女性交流支援ルームでの情報発信、人権研修会の開催など広報・啓発活動を展開してきました。

しかし、市民意識調査の結果をみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」に代表される固定的な性別役割分担意識について、4割近くの市民が肯定的な意見を持っており、人々の意識の中には、長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識があると言えます。

【夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい】



資料：平成26年度市民意識調査

② 基礎となる教育・学習の場での男女共同参画の必要性

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があります、その基礎となるのが教育・学習です。

本市では、男女平等を推進する教育・学習を行ってきました。また、市民

¹⁰ 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

意識調査の結果をみると、学校教育において、「男女平等」と感じる人の割合は他の分野（職場、地域や区・自治会、政治や行政の政策・方針決定の場、社会通念など）に比べて高い水準となっています。

しかし、教育機関における方針決定過程への女性の参画は十分とは言えません。

今後も継続して、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習を充実していくことが望まれます。

③ 地域の活動における性別・年代の偏り

地域は、家庭と共に人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっています。こうした中で、地域力を高め、持続可能な社会を築くには、地域における男女共同参画が不可欠です。

本市では、市民団体からなる実行委員会が企画する「ふれあい夢フェスタ」を開催し、活動を通じて市民団体の活性化を促進してきました。

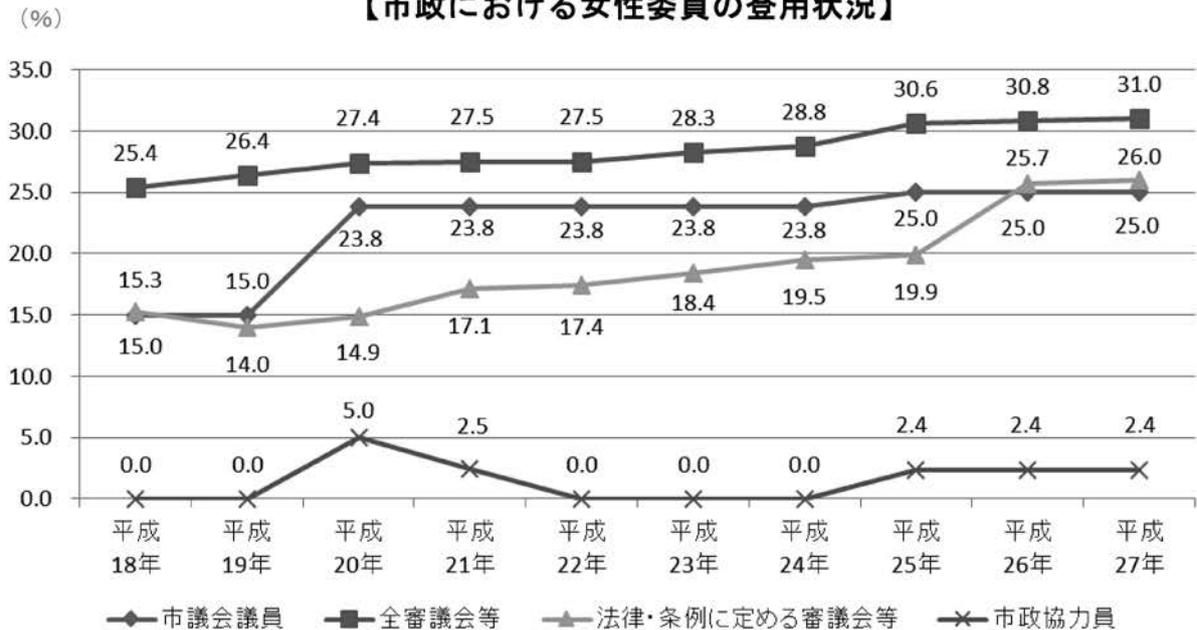
しかし、市民意識調査の結果をみると、「区・自治会などの活動」におけるリーダーや役員などは男性であることが多く、地域における方針決定過程への女性の参画が進んでいません。その他にも、地域の活動への参画には性別・年代の偏りがみられるものもあります。

④ さらなる推進が望まれる政策・方針決定過程への女性の参画

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある地域社会を構築するためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めていくことが必要です。

本市においても、行政の分野においては、「審議会等への女性委員登用推進に向けた指針」を策定するなど審議会等への女性委員の登用促進に取り組み、平成27年度の目標としていた女性委員登用率30%を達成しましたが、現状ではこうした政策決定過程における女性の参画はまだまだ少ない状況です。また、地域における方針決定過程への女性の参画についても同様のことが言えます。

【市政における女性委員の登用状況】



資料：京田辺市

平成20年度までは各年度3月1日現在（市議会議員及び市政協力員を除く。）、
平成21年度からは各年度4月1日現在のデータから作成

（２）家庭と仕事における男女共同参画の必要性

① 女性に偏る家事の負担

少子・高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現¹¹を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らして責任を果たしていく上で重要なものです。

また、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、今後、女性の個性と能力が十分に発揮される豊かで活力あふれる社会の実現をめざしていく上では、男女がともに職業生活と家庭生活を両立していくことが不可欠となってきています。

本市では、これまで「パパママセミナー」の開催や「父子手帳」の配付等、男性の家庭生活への共同参画の意識啓発を図ってきましたが、市民意識調査

¹¹ **自己実現**：一人ひとりが自己の可能性を発見して、育て、その能力を社会生活の中で生かすことなどにより、最善の自己になるうとすることをいいます。

の結果をみると、家庭生活における役割分担としては「妻と夫で同程度」を希望する市民が多い一方、現状ではほとんどを「妻」が担当しており、男女が家庭での責任を分かち合える環境づくりを一層推進していく必要があります。

② 就業における男女の均等な機会確保の必要性

就業は生活の経済的基盤であり、また働くことは自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会の推進につながり、経済社会の活力の源という点からも、極めて重要なことです。

本市では、男女の就業機会確保のため、就業に関する相談や情報提供に取り組んできましたが、本市の年齢階級別の労働力率をみると、結婚・出産年齢期である30歳代前半以降の女性の労働力率は、いずれの年代においても全国平均を下回っており、結婚・出産による離職が多いことが分かります。

また、市民意識調査の結果をみると「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と思う人が約4割を占め、この割合は全国調査と比較しても高く、京田辺市の特徴となっています。

今後、さらに、出産や子育てなどによりいったん就労を中断した女性のための再就職相談など、女性の再就職を支援していく施策が必要です。

【年齢階級別労働力率（女性）】

年齢	京田辺市	全国	年齢	京田辺市	全国
15～19歳	15.2%	14.9%	55～59歳	53.8%	61.8%
20～24歳	53.3%	66.0%	60～64歳	34.9%	45.7%
25～29歳	73.2%	72.4%	65～69歳	20.8%	27.7%
30～34歳	60.3%	64.7%	70～74歳	12.8%	16.6%
35～39歳	55.3%	64.0%	75～79歳	8.1%	9.9%
40～44歳	61.9%	68.4%	80～84歳	4.2%	6.0%
45～49歳	66.2%	72.2%	85歳以上	1.5%	2.5%
50～54歳	63.9%	70.5%			

資料：平成22年国勢調査

③ 高まる社会全体での子育て・介護支援の必要性

男性も女性も、就労の有無にかかわらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、「社会全体で子育てを支える」という基本的考え方に立ち、保

育所待機児童を生じさせないよう努め、多様な保育サービスの充実、子育て支援拠点やネットワークの充実等を進めるとともに、介護支援策の充実を図ることが必要です。

本市においても、一時的保育事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等、保育ニーズの多様化への対応や、地域包括支援センターを中心とした高齢者介護支援体制を整備してきました。

家族形態の多様化が進む中で、共働き世帯やひとり親家庭等、それぞれのニーズも多様化しており、これらに対応した子育て・介護支援、相談体制の整備が、今後も重要となっていくと考えられます。

(3) 男女が安心して健やかに暮らせる社会の構築

① 潜在化する配偶者間等の暴力

配偶者間等の暴力は、重大な人権侵害であるにもかかわらず、個人的、家庭内の問題として捉えられ、被害が潜在化する傾向があります。

本市ではこれまで、「女性に対する暴力をなくす運動週間」での街頭啓発や、市民を対象にした各種講演会を行うなど、啓発活動を積極的に推進してきました。

しかし、市民意識調査の結果をみると、約1割の人が、配偶者からの暴力を受けたことがあると回答しており、また、暴力を受けたとき、どこかに相談した人のうちで本市や府の相談窓口、警察などの公的機関に相談した人の割合は3割に満たないことから、顕在化していない暴力が多く潜んでいると考えられます。

② 生涯を通じた女性の健康支援の必要性

男女が共にいきいきと暮らしていくことができる社会を実現するためには、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくこと、生涯を通じて心とからだ健康であることが重要です。

これまで本市では、各種健康診査・検診を充実させてきました。

特に、女性は妊娠、出産といった身体的特性を備えているため、男性とは異なる様々な健康上の問題を抱えていることに配慮し、今後も、女性の生涯を通じた健康づくりを推進していく必要があります。

③ 男女共同参画の視点による安心して暮らせる環境の整備

我が国では諸外国に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、男女共同参画社会を実現させる上で、性別や年齢、障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる環境整備が必要です。

本市では高齢者支援体制の整備や生きがい支援など、高齢者の社会参画支援や介護体制の構築、障がい者の自立した生活の支援等の施策や生活・就労支援をはじめ、すべての人が自己実現を図りながら安心して暮らしていけるようサービスの充実に努めてきました。

また、東日本大震災以降、避難所の運営等において男女両方の視点が重要視されるようになり、防災の分野における男女共同参画についても必要性が高まってきました。

今後より一層、男女共同参画の視点から、高齢者や障がい者はもちろんのこと、すべての市民が地域でいきいきと安心して暮らせる環境の整備に努める必要があります。